

武蔵野市第五期長期計画・調整計画(平成 28～32 年度) 討議要綱(案) Ver.2

I はじめに

1. 長期計画・調整計画について

本市は、昭和 46 年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に脈々と受け継がれてきた。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、パブリックコメントの実施等積極的に市民意見を求めていることも「武蔵野市方式」の現在の形と言える。

一方、国では、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを義務付けていたが、地方分権推進の観点から平成 23 年に地方自治法の改正により法的な義務付けを廃止した。

(1) 武蔵野市長期計画条例

本市は、既述のように第一期長期計画から市民参加の中心である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度

化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画はこの条例に基づき策定するもので、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

さらに同条例は、長期計画の前期5ヶ年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに議決の内容について次のように定めている。

「第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」この意味するところは、10年ごとに策定される長期計画において、10年間を見通した計画の軸となる市政運営の基本理念と施策の大綱は、前述の地方自治法の改正後も本市においては、議会の議決を経なければならないとするものである。

(2) 調整計画の位置づけ

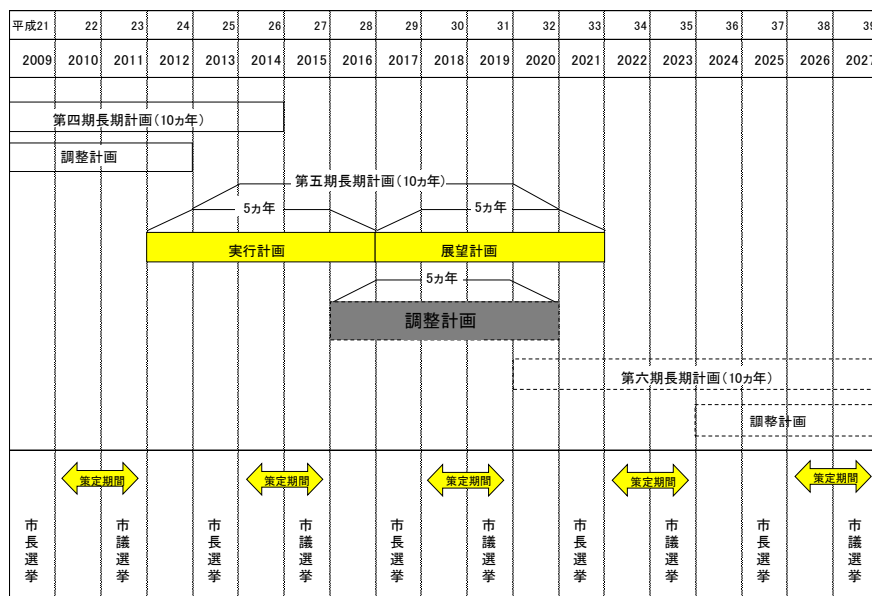
そこで、今回の第五期長期計画・調整計画の性格を確認しておく。

10年間を1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている(武蔵野市長期計画条例第2条第3項)。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定

するものとする(同条例第3条)と規定しており、これが調整計画策定である。

従って、調整計画では「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」については、議決事項であることから、計画策定の前提条件として改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち、

事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。



2. 討議要綱について

この討議要綱は、「第五期長期計画・調整計画」を策定するため、議論すべき課題等の「たたき台」としてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に先立ち設置された「第五期長期計画・調整計画市民会議」(以下「市民会議」という。)及び昨年5月と11月、12月に開催された「無作為抽出市民ワークショップ」からの報告書、庁内各部の現状及び課題についてのヒアリング、武蔵野市地域生活環境指標や武蔵野市の将来人口推計並びに武蔵野市民意識調査などの各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び実施状況報告書などを参考にし、関係施設の視察も含め計8回

にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、広く市民の意見を求めるものである。

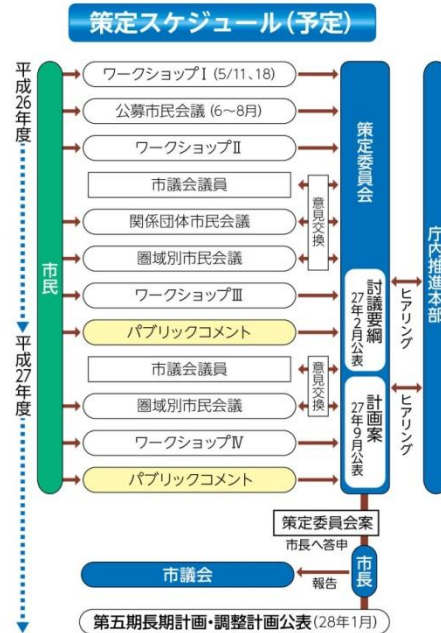
3. 策定の流れ

昨年6月に市民会議が設置されるとともに、8月末には、市内在住の有識者、市民会議より選出された市民及び副市長からなる策定委員会が設置された。策定委員会では、各種報告書等を参考に、討議要綱をまとめた。今後、この討議要綱をもとに、さまざまな手法により市民や関係者との意見交換を行うなど、広く意見を求めたうえで、「調整計画案」を作成し、本年9月頃公表することを予定している。その「調整計画案」について改めて広く意見を求めたのち、本年11月には、策定委員会による調整計

画案を市長に答申する予定である。

市長は答申された調整計画案を市長案として市議会に報告するが、その際、市民参加で作成した調整計画案を最大限尊重することを表明している。その上で、平成 28 年1月に第五期長期計画・調整計画が公表される予定である。

なお、本計画に係る市民の意見は、常に受け付けており、策定委員会宛の意見は、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・メール等の手段によりお届けいただきたい。



II 計画策定の基本的な考え方

前述したとおり、調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」については、改定は行わない。ここでは第五期長期計画の基本的な考え方について記載する。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和 46 年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予想されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら

公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この 40 年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

Ⅲ 第五期長期計画(平成24年度～)の実績

第五期長期計画のまちづくりの目標である「持続可能な都市をめざして」、着実に事業を推進している。

1. 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーション」の実現に向け、孤立防止ネットワーク会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を超えた連携が進んでいる。

2. 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室を開設するなど、積極的に施策を推進した。

学校教育の充実については、知性を磨き、個性を伸ばす教育の推進を図るなど、計画に基づく事業を着実に推進している。

3. 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「これからの地域コミュニティ検討委員会」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の具現化に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、武蔵野ふるさと歴史館を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

4. 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行って

る。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新クリーンセンターは、平成29年度の稼働開始に向け工事を進めている。

5. 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに向け都市基盤の整備を着実に進めている。

6. 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用など多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の見直しなどを含め財源の確保に努めている。また、「公共施設再編の基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

計画期間の3年が経過しようとしているが、一定の評価されるべき成果はあるものの、更なる対策に取り組むべき施策もある。

IV 調整計画策定の前提条件

1. 人口推計

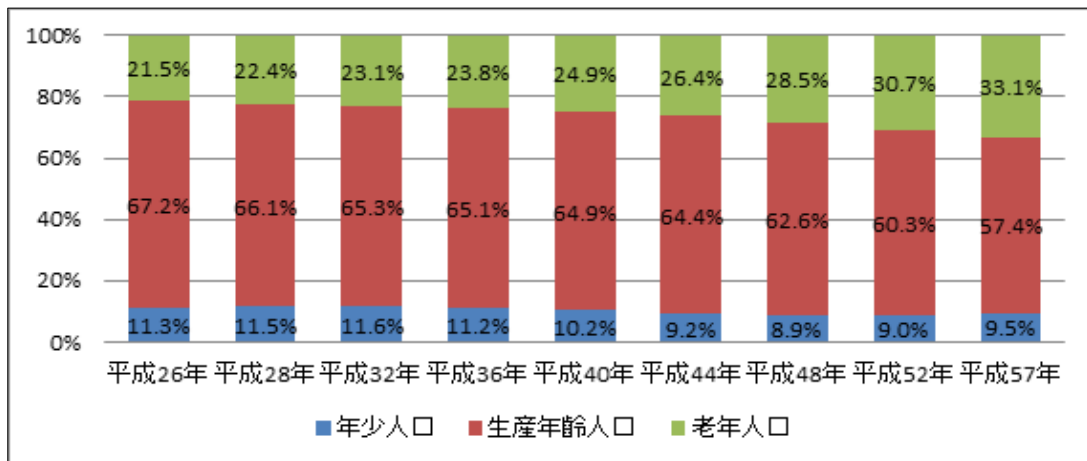
本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26(2014)年で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢3区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率(高齢化率)は、平成 57(2045)年には 33.1%に達すると見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49(2037)年には 8.9%まで

低下する。その後、現在の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57(2045)年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり現在の 67.2%から平成 57(2045)年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回(平成 22 年)推計との相違としては、総人口のピークの見込みが平成 30 年から平成 55 年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。

将来年齢3区分人口比率



2. 財政見通し

(1) 財政の状況と課題

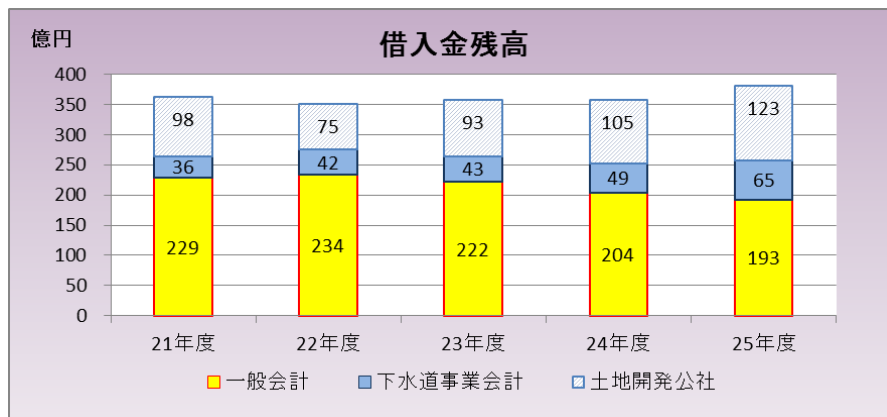
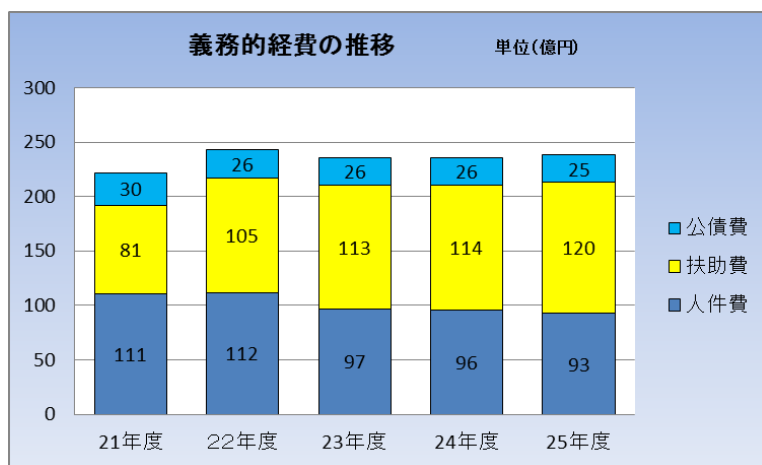
本市は、今日まで健全な財政を維持しており、歳出は毎年約 560～600 億円弱で推移している。市税収入は過去5年間の平均で 370 億円、歳入に占める割合は 60%を超えている。基金積立額は362億円、借入金(借金)は381億円となっている。歳出については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は約 240 億円となっている。過去5年間の推移では、人件費は職員数の減や給与表の改定などにより減額となっているが、扶助費については、生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営委託料などにより増加している。

(2) 財政見通し

歳入において、市税は大型マンション建設等による転入者増により微増すると見込んでいるが、法人市民税については税制改正の影響で減額を見込んでいる。消費税引き上げに伴う地方消費税交付金は増額となる。

一方、歳出については、介護保険制度改革及び子ども・子育て支援新制度への対応による扶助費の増や、新クリーンセンター(仮称)建設事業、市民文化会館改修事業等の投資的経費の増が見込まれる。

また、今後建て替え時期を迎える公共施設の更新にかかる費用を考慮すれば厳しい財政見通しが見込まれる。



V 分野別の課題と方向性

1 健康・福祉

基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

(1)地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進

重度な要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、介護保険法の中に新たに規定された「地域包括ケアシステム」を、本市では第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づき「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者と行政とが一体となって推進していく。

(2)共助の仕組みづくり

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護は市町村事業に移管されることから、地域での支え合いの重要性はますます高まるが見込まれる。高齢者の社会参加へのインセンティブを高め、高齢者自身が地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス事業やレモンキャブ事業等の既存事業を推進・充実し、市民が主体となる地域活動を推進する。

(3)心のバリアフリー

地域社会において、いかなる状況にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。また、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される。市民一人ひとりの多様性への理解と、物理的かつ社会的なバリアを取り除き、社会参加を積極的に支援する「心のバリアフリー」を教育機関や企業等とも連携し、

引き続き推進していく。

基本施策2 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進

(1)在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が在宅生活の継続に向けて症状の重度化を予防するという目標を共有することが必要である。そのため、重層的な地域ケア会議を活用して、多職種連携を強化するなどの取り組みを推進する。

(2)生活支援サービスの充実

本市では他市と比べ高齢者の単身世帯率が高く、訪問系サービスの利用者が多い。在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスの整備を進めるとともに、24時間365日の相談、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりについても進めていく。

(3)医療と介護の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護に関係する多職種が連携した発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。医療・介護分野の連携強化のため「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」の活用をさらに推進し、また、ICTを活用するなど情報共有化の仕組みづくりを行う。

(4)医療の機能分化への対応

超高齢化の進展等に伴い、今後の医療ニーズが慢性疾患を中心としたものに変化しつつ増加していくことが予想される。限りある医療資源を医療ニーズに合わせ、的確に、かつ効

率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への効果的な周知を行う。

(5)生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い実施する、生活保護に至る前段階の生活困窮者の支援については、生活困窮者の発見とその後の多様な支援方法の確立が課題となる。庁内の関係部署のみならず、庁外の関係機関との連携を図りながら、発見をし、多様かつ個別性に配慮をした伴走型支援を行っていく必要がある。

(6)認知症高齢者施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努めるとともに、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の普及啓発を進め、認知症高齢者の地域での生活を支援していく。また、今後ますます増大が見込まれる認知症独居高齢者に対する施策について検討する。

(7)権利を守る取り組みの推進

権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていく。また、虐待防止連絡会等の活用、市民への普及啓発により、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要がある。

(8)災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、防災分野や各関係団体等と連携の下、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機

に、地域福祉活動の活性化を図る。

基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

(1)健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点からがんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施する。

(2)こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、悩みやストレスを原因とするこころの病の発症が増加している。早期の発見と適切な措置がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。メンタルヘルスに対する市民の意識向上や知識普及とともに、こころの病が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化等を図るとともに、更なる相談体制の確立を図る。

(3)感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

(1)高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加こそが最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、引き続きシルバー人材センターへの支援を行うなど、高齢者が活動に参加しやすい仕組みを作っていく。また、障害者や引きこもりの人にとっても、社会の一員であることを

自覚し、疎外感を感じることなく暮らしていける環境づくりが重要である。また、高齢者だけでなく障害者も、地域を活用した社会参加や文化・芸術、スポーツを通じた自己実現を図れる仕組みづくりを今後も推進する。

(2)高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者のみならず、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮をした就労の支援を行うとともに、事業者に対する支援も必要である。また、障害者優先調達推進法に係る調達方針に基づき、障害者施設などからの物品、サービスの調達を一層推進する。

(3)介護・看護人材の確保

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 (2025)年に向け、介護・看護の人材不足が深刻化してきている。介護・看護職員が自らの仕事に更なる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進し、資格と経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る必要がある。

(4)地域資源とニーズのマッチング

地域のニーズを掘り起こし、そのニーズに対応するため既存の地域資源や人材のネットワークづくりやマッチングの役割を担う「生活支援コーディネーター(仮称)」を地域包括支援センターに配置する。

基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

(1)福祉サービスの再編

障害者の高齢化、重度化・重複化やその介護者の高齢化により、居住系サービス基盤(グル

ープホームなど)など、更なる整備が必要とされる。また、障害者総合支援法の法内サービスの更なる充実などにより、扶助費の増加は引き続き見込まれる。今後、将来に向けて重点的に取り組むべき課題に向けて、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配置を基盤整備にシフトさせていく。基盤整備の一つとして行ってきたサービスの質の向上に関しては、福祉サービス事業所の第三者評価受審を実施する等の手法により、引き続き向上を図っていく。財政援助出資団体については、より効率的・効果的なサービスの提供を目的に、事業規模や機能を見直した上で(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民福祉協議会との統合を目指す。

(2)くぬぎ園の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等の課題を踏まえ、医療系サービスを核とした高齢者と障害者を一体的にケアできるような多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と、今後の当該土地の活用について継続的に協議を進めて行く。

2 子ども・教育

基本施策 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

(1)子ども・子育て支援新制度への対応

平成 27 年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。早期の待機児童解消に向けた計画的な施設の整備や、幼児期の教育・保育の質の向上のため、新制度に対応した取り組みを推進する。新制度により新たに認可となった地域型保育事業と既存認可保育所等と

の円滑な接続を図るため、相互の連携を進める。また、安心して働き続けることができるように、育休取得後の入所制度について検討を行う。

新武蔵野方式による市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の役割・あり方について検討を行う。

(2)子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育て支援ネットワークの連携を引き続き強化し、児童虐待等の発生予防や、様々な課題を抱えた家庭の早期発見・早期対応を進める。さらに、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援など生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について検討し、子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実を図っていく。

(3)障害のある子どもへの支援

子どもの健全な成長には、住み慣れた地域で、障害の有無で分け隔てることなく共に身近な地域ではぐくんでいくことが必要であり、そのためには、子育て・教育機関等が連携して、その環境づくりを推進していかなくてはならない。障害のある子どもとその家庭が地域で安心して生活していくための切れ目ない支援体制の構築を進めるとともに、障害児保育の拡充や学齢期における特別支援教育、学童クラブ、放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援についても整備・充実を図る。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

(1)子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みと情報発信の充実

子どもや子育て家庭が身近な施設や地域とつながり、孤立せずに安心して生活するため、

子育てひろばを運営、実施している施設や団体関係者でネットワークを構築する。

子ども・子育てに関する多様な情報を盛り込んだリーフレットの発行やウェブサイトの立ち上げなど、地域の力を活かした運営方法等を検討し、子育て支援情報の集約・発信の充実を図る。

(2)共助の仕組みづくり

子育て支援活動団体・グループや子育て中の家庭自身が、地域で子育て家庭を支える担い手となるようその活動を支援するとともに、多様な主体によるひろば事業や子育て支援事業の展開を推進するなど、共助による子育て支援の充実を図る。また、来所型施策では対応できない子育て家庭への支援として共助による訪問支援施策について検討し、地域で子どもを守る体制を強化する。

基本施策3 青少年の成長・自立への支援

(1)小学生の放課後施策の充実

学童クラブ事業については、子ども・子育て支援新制度において小学校6年生までを事業の対象範囲とすることとなったが、当面は1～3年生(障害児は4年生まで)の受入れを優先し、より必要度の高い低学年において待機児を出さないよう取り組みを進める。障害児の5～6年生を含めた高学年児童については、在籍児童の状況を踏まえて、受け入れるための環境の整備を図る。

(2)豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供し、豊かな人間性と社会に踏み出す意欲を育成していく。また、自分自身では解決できない課題や悩みを抱えた青少年に対し、居場所の提供や学習支援を含む生

活支援を行い、将来的に自立した社会人となるよう取り組みを進める。

(3)地域活動への積極的な参画支援

地域活動への積極的な参画を促すため、次世代を担う人材の育成や制度の拡充を図る。地域のリーダーを育成する講習会等を実施し、活躍できる場を提供するとともに、地域の中核となる指導者として活動が継続できる方策を検討する。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

(1)子育て支援実施体制の整備

第四次子どもプラン武蔵野(平成27～31年度)を着実に実施し、子ども施策を計画的・総合的に推進する。実施状況については、子どもプラン推進地域協議会において点検・評価を行い、速やかに改善等の必要な措置を講じる。併せて、子ども自身の意見を反映する機会として、「子ども協議会(仮称)」を設置する。

地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業については、地域の小学生の放課後施策を担う「新しい子ども施設」の機能として位置づけ、運営主体の一体化を行う。両事業の連携・協力の一層の推進など、機能・質の充実を図るため、(公財)武蔵野市子ども協会への委託化を進める。

(2)子育て支援施設の整備

多様化するニーズに対応するため、各施設の機能・役割を整理・検証した上で、全市的な子育て支援施設のあり方や今後の整備方針について検討していく。

市立保育園について改築・改修計画を策定するとともに、子ども協会に移管した認可保育所及びその他の民間認可保育所についても、改築・改修に対する支援を行う。

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、障害者基本法、教育委員会制度の改正、いじめ防止対策推進法の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期学校教育計画(平成27～31年度)に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。

(1)確かな学力と個性の伸長

習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして言語活動の充実を図る。

また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

さらにICT機器等を計画的に整備し、教育活動に積極的に活用することで、効果的な学習を推進していく。

(2)特別支援教育の推進

本市独自の「特別支援教室」の整備や一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援学級の検討・設置を計画的に進め、理解促進への取り組みを充実させていく。インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進めていく。

併せて、学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの拡充を図る。

(3)教育センター構想の推進

教育推進室については、教育センター的機

能を発展・充実させていくとともに、今後は、学校施設の改築等の機会に合わせて、その他必要な機能を備えた教育センターとして早期に実現を図る。

(4) 計画的な学校整備・改築の推進

平成 26 年度に策定した学校施設整備基本方針を踏まえ、平成 27 年度に今後 20 年程度を視野に置いた学校改築計画を策定する。新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小中一貫教育、学校給食施設、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえた計画とし、着実に実施していく。なお、築後 60 年を見据え、改築等の準備期間を含めると調整計画での位置付けが必要となる学校については、学校改築計画に沿った整備を実施するとともに、小学校への自校調理施設の配置を検討する。

3 文化・市民生活

基本施策1 地域社会と市民活動の活性化

(1) 地域のつながりの共有

人と人とのつながりによってもたらされるコミュニティは、都市部において弱体化しつつあるが、昨今では安全・安心な社会を構築していくために、その役割が再認識されている。安全・安心をキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手は固定化や高齢化しており、新たな担い手と人材の育成を進め、自主的な地域のつながりを築いていくことが求められている。

「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる場である地域フォーラム(仮称)を具現化するとともに、活動拠点としてのコミュニティセンタ

ーにふさわしい機能を充実させる。なお、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置を検討する。

昭和46年に策定したコミュニティ構想の理念を継承しつつ、本市らしい新たなコミュニティ構想を検討する。将来的には、コミュニティや福祉などの様々な区域を統合することも検討する必要がある。

(2) 市民活動の活性化

豊かで活力のある地域社会を発展させるために、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。

あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が、中心となり、地域活動に取り組むための意識啓発と、行動に移すための支援をし、コミュニティ活動との連携を進める。

基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが安心して自分らしく暮らしていくためには、互いに認め合い尊重し合える環境が必要である。現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観の違いが多種多様になっている。性別、年齢、国籍によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、一人ひとりの個性やキャリアが活かされていることは、豊かな地域社会を形成していくために必要な発想である。偏見や差別、虐待などが起こらない社会を構築するため、人権について一人ひとりが関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、互

いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。

そのため、各種審議会における委員の男女比率の改善など、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐくむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと協働し、生活と仕事が両立でき一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。また、配偶者等からの暴力など様々な人権侵害を許さない社会づくりに向けて、啓発活動や相談事業の充実、関係機関との連携等を推進する。

こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となるむさしのヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充や男女共同参画基本条例(仮称)の制定など推進体制の整備を図る。

(3)平和施策の推進

戦争から70年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが、より困難になっていくことから、これらの記録や資料の収集作業を早急に実施し、資料の整備を推進する。そのことを通じて本市の歴史の記憶を、新しく在住するようになった市民や次代を担う若い世代に継承していくとともに、国内外へ平和の意義を発信し続ける。

基本施策3 市民文化の醸成

(1)文化振興に関する方針の策定

文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮するだけでなく、都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振

興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。

文化事業と生涯学習事業などの垣根が低くなってきており、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を目指す。

(2)文化施設の再整備

文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置づけが再認識されている。公共施設の配置のあり方は市全体の課題であるが、施設の更新を好機と捉え、現代のニーズにあわせて役割や位置づけを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。

築50年を超える武蔵野公会堂の建替えは、民間事業者とともに周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発と一体で、総合的な観点で検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の要否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置付けを検討する。築後70年を越える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等のあり方を検討する。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

(1)生涯学習機会の充実

誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学

び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、様々な主体が実施する施策について、総合的に調整していく。

武蔵野プレイスや武蔵野ふるさと歴史館など、新たに整備した生涯学習の拠点が所期の目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果検証しつつ、市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携により、多様な事業展開を進める。

(2)市民の自主的な文化及びスポーツの振興

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成を踏まえ、市民の自主的な文化活動やスポーツ活動を支援するため、総合体育館、温水プールなど既存施設の整備・更新を計画的に行い、積極的に文化及びスポーツの振興を図る。旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移を勘案した上で整備を進める。

(3)東京オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツの振興と文化の振興

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典と一般には考えられているが、文化の祭典としての意味合いをもっている。オリンピックに向けて文化プログラムが推進されることから、多様な文化の出会いの場を調整していく機会と捉える。

(4)図書館サービスの充実

地域社会における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや地域の課題解決を支援する取り組みを強化する。多様化する市民ニーズに対し効果的・効率的に対応していくため、中央図書館を中核とした図書館の将来像を確立し、吉祥寺図書館について、指定管理者制度の導入を図る。

基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興

(1)産業振興計画の推進

武蔵野市産業振興計画(平成26年度～30年度)に基づき、市、商工会議所、商店会連合会等関係機関、地域の大学やNPO等とも連携し、新産業の創出・育成も視野に入れた産業振興策を推進する。

(2)商業の活性化

商業を活性化するためには、商店会及びその構成員である個店の新陳代謝を促し、新たな人材や外部の団体などが活動に参加しやすい、開かれた商業環境が必要である。そのために商店会の実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促し、その商店会の特性に応じた支援を行う。

(3)都市農業の振興と農地の保全

都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場、及び災害時の一時避難場所の提供や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。農業従事者、NPO及びJAとも連携を進め、市民が農地に触れ合う機会を設け続けながら農業の振興及び農地の保全を図る。

基本施策6 都市・国際交流の推進

交流事業の多様化の検討

国内交流、海外交流ともに事業の目的及び実績を踏まえ、相互交流を基本として、これからの交流事業のあり方を検討していく。

基本施策7 災害への備えの拡充

(1)防災態勢の強化

災害発生時において市は、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後

の初動対応をする上で重要である。また、個人レベルでは何が起り、どのような状況で、自分は何をすべきか、避難はすべきかなど、今自分が置かれている状況を把握することが大切である。高齢者や障害者等も自ら情報を受発信できるように、停電の発生を踏まえ、アナログ的な手法を含めた多様な情報収集・伝達手段を検討する。

避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画策定、避難所運営組織の設立を促す地域への支援策などを検討するとともに、実効性のある受援計画を策定する。

(2)災害に備えたまちづくり

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救命・救急・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や東京都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。

また、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備や非常用水源の確保など、災害に強いまちづくりを進める。さらに、災害が発生した場合には速やかに復興に取り組めるよう、都市復興のあり方、進め方についても検討していく。

(3)住宅の耐震化の促進

大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。耐震性不足の住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成・制度の周知、必要性についての普及・啓発など、市民の多様なニーズに合わせた支援策を行っていく。

基本施策8 多様な危機への対応の強化

(1)防犯力の向上

近年、市内での犯罪件数は減少しているものの、ニュースに取り上げられるような衝撃的な事件が発生することで、市民の間で治安に対する不安感が増している。

犯罪の抑止力となる一方で、市民の行動を監視することにもなりえる防犯カメラの設置台数を今後も増やしていくべきか検討が必要である。また、各種パトロールの巡回エリアや活動内容についても再度検討する。

防犯をキーワードに、地域コミュニティのつながりを深め、市民による防犯活動を進めることで、自助・共助・公助による多様な視点からまちを見守り、体感治安の向上を図る。

(2)新しい危機への態勢の整備

予測や予防が困難な危機は1つの自治体のみの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携態勢を整備し、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。

(3)消費者への啓発と自立の支援

消費者の的確な判断を促し、被害を未然に防止するため、出前講座等を継続して実施するとともに、若年層に対する啓発活動の実施について検討する。

また、被害の早期解決のため、悪質商法等の最新の手口にも対応できるよう、消費生活相談員に十分な研修を行い、質の高い相談体制を維持する。さらに、高齢者が被害に巻き込まれないよう、関係機関及び民間事業者と連携を図る。

4 緑・環境

基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

環境は、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素が互いに関連し合いながら構成されている。この様々な環境要素のつながりを反映した啓発事業へと再構築を進めながら、市民に分かりやすい環境施策を効果的に展開していくことで、環境に配慮する意識の醸成を図り、この意識が自発的、主体的な行動につながっていくよう取り組んでいく。

そのような取り組みの一環として、水環境や下水道施設等の果たしている重要な役割、浸水対策や雨水浸透などについて、市内外の市民、環境団体、教育機関、事業者、他自治体等と連携しながら市民に分かりやすく伝え、自発的な市民活動を支援することを目指す水の学校などの啓発事業を積極的に行っていく。また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に関連して予定されるエコプラザ(仮称)の整備に合わせて、本市の地域特性等を踏まえた上で様々な環境要素を総合的に捉えた環境啓発のあり方等を構築する。

基本施策2 環境負荷低減施策の推進

(1)エネルギー消費のスマート化へのシフト

本市のエネルギー消費量の約4割を民生家庭部門が占める状況を踏まえると、本市において低環境負荷型都市を構築していくには、各家庭におけるエネルギーの需給及び効率化が大きな課題の一つである。市民等が日常生活の中で行う省エネや創エネの取り組みの継続を図るほか、エネルギー使用量の見える化等を活用してエネルギー消費のスマート化

を図っていくとともに、平成28年に予定される家庭部門の電力自由化を見据えた施策の展開を図る。

(2)公共施設におけるエネルギー施策の展開

新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、環境性能に優れた施設というだけでなく、本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設の一括受電や、コジェネレーション設備も備えた災害時でも有効なエネルギー供給センターとしての機能を有している。今後、このネットワーク機能の向上はもとより、市内他エリアにおける展開についても施設の特性等を考慮し、広範な視点から検討していく。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

(1)市民の共有財産である緑の保護・育成

公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の一つであり、この緑を維持・保全していくことは重要な課題である。緑の重要性や緑を基軸としたまちづくりの情報を発信し、「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、市民とともに、緑を守りはぐくんでいく施策を推進する。

(2)緑の保全と創出

公有地も含めた市全域で捉えると、都市に潤いと安らぎをもたらす緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担から屋敷林や樹林地などを開発用地として転用・売却するなど、私有地の緑は依然減少傾向にある。この私有地の緑を保全・創出していくための誘導策と支援策について検討を進める。

公有地の緑については、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に公園緑地の拡

充を進めていく。また、公園・緑地面積の 13% を占める借地公園は、地域の緑の拠点として市民に親しまれているものの、永続して確保できているものではない。この借地公園の買い取りを進めることで、緑の恒久化を図っていく。なお、公園緑地や街路樹の緑は、新設・改修・維持等で多額のコストを要しており、引き続き市民とともに効果的・効率的な維持管理等を進めていく。

(3) 緑と水を通じたまちの活性化

緑と水をテーマとした事業や活動を通じて、市民や企業などの様々な主体がつながるとともに、さらに活動が広がることで、地域やまちの活性化あるいは市域を超えた森林保護・育成等が推進される。仙川や千川上水など水辺環境の整備を推進するとともに、平成 29 年に 100 周年を迎える井の頭恩賜公園の各種事業の実施を契機に、まちの活性化や環境啓発につなげていく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

(1) 新武蔵野クリーンセンター(仮称)への移行

周辺住民の理解により着工した新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、平成 29 年 4 月からの稼働に向け、安全に建設を進め新施設へと円滑に移行していく。移行後は安全かつ安定的な運営を行うとともに、新たに設置するごみ発電設備を効率的に運用していく。また、近隣自治体とのごみ処理相互支援など広域処理についても引き続き研究を進める。

(2) ごみ減量の推進

平成 25 年度の事業系可燃ごみの手数料値上げなどを経て、総ごみ排出量に減少は見られるものの、家庭系ごみの市民一人あ

たりの排出量は、依然として多摩地域の平均値を上回っている。本市にはごみの最終処分場がなく、日の出町にある最終処分場に焼却灰を埋め立てていた。しかし、処分場の容量にも限界があり、次の処分場を確保することができないことから、平成 18 年より本市で発生した焼却灰は全てエコセメント化し、最終処分場の延命化が図られているが、一方でエコセメント化には多額の費用と環境負荷がかかっている。また、エコセメント化施設への灰の搬入配分容量の制限は今後ますます厳しくなる傾向にある。このようなことから、「チャレンジ 600g」の達成を目指し、ごみ総量の削減を進める。

また、最終処分までを含めた本市のごみ処理の状況を広く市民に周知し、ごみ減量への理解と協力を求めていくとともに、平成 25 年度に実施した「ごみ排出実態調査」の傾向を踏まえ、ライフスタイルごとに効果的な啓発事業を展開していく。

(3) ごみ処理にかかる環境負荷及び経費の軽減

本市ではごみ処理に毎年 30 億円程度の費用がかかっている。また、ごみ処理において、エネルギー消費や温室効果ガスの排出などによる環境負荷もかかっており、これらの軽減が必要である。小型家電のリサイクルやごみ発電などの資源化も含めたごみ処理全体にかかる環境負荷、経費を総合的に勘案して、処理方法の効率化を進めるとともに、市、事業者、市民、それぞれの役割、責務を明確にし、相互に必要な連携を進めながら、循環型社会システムづくりを推進する。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

本市のまちの魅力の一翼を担う良好な景観を確保するため、まちづくりの視点に基づいた屋外広告物のあり方や、平成26年11月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、空き家等に対する適正管理の方策について検討する。

また、市内の環境保全のため、典型7公害、東日本大震災に伴う原発事故に起因する放射能等についての的確に対応するほか、近年、相談件数が増加している近隣騒音等の生活関係公害に対しては、市民自らの問題として解決できるようなサポートの仕組み等について検討する。 Deng熱やセアカゴケグモ等の外来生物など、脅威となる病気や生物、物質等について、知見を有する関係機関と平時より連携を行い、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。

5 都市基盤

基本施策1 地域の特性にあったまちづくりの推進

市域の土地利用に関する一定の規制・ルールが都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに興味を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、さらにビジョンを共有して共助のまちづくりを進めていく必要がある。

地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、更なる地域参加・市民参加の取り組みが必須であり、個々人のまちづくりへの関

心を高めるとともに地域との連携を深め、まちづくり条例やまちづくりのルール等を活用しながら、景観をはじめ、緑・環境、安全・安心などに配慮した地区単位のまちづくりを推進していく。

基本施策2 都市基盤の更新

本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された上下水道や道路などの都市基盤は更新時期を迎えている。近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災等を踏まえた都市基盤における防災機能の重要性、笹子トンネル天井板落下事故を契機とした老朽化した都市基盤の安全対策の必要性など、計画的かつ戦略的な整備・維持管理が求められている。

都市基盤は、市民生活や経済活動に欠かせない基本的施設であり、その継続性が求められることから、今後策定される「公共施設等総合管理計画」において、中長期的な財政状況を踏まえた整備・維持管理のあり方の基本的な方向性を示す。また、各施設における適正な水準を明確にするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的・効果的な整備・維持管理を実施し、更新を推進する。

また、公共施設とともに民間建築物に対しても、消防・警察などの関係機関との連携により、建築物・設備の適正な使用・維持管理に対する指導など、安全対策の推進に取り組む。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。これまでユニ

バーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、交通環境の充実がより一層求められる。そのため、歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう、交通体系全体のバランスを踏まえるとともに各主体や交通機関との連携を深め、交通環境の向上を推進していく。

また、近年利用者が多くなっている自転車は環境に優しい移動手段であるが、一方で交通事故の約半数は自転車に関与した事故であるなど様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハードとともに、都や近隣自治体などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発などのソフト的な取り組みも行い、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。

なお、事業の取り組みにあたっては、事業者、利用者を含めた適切な役割分担を図りながら進めていく。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の都市計画道路の整備率は約 61%にとどまっており、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生し、それに伴い周辺的生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入している。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全・快適に通行するための環境整備が図られていない

道路には交通処理や防災空間などの様々な機能があり、それらの機能はネットワークを形成することによって発揮されるものである。今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに、道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、さらに道路整備

を進めていく。

整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車、自動車の共存の観点を踏まえつつ、歩行者空間の充実や、景観や環境への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

基本施策5 下水道の整備

下水道施設の老朽化による機能低下、都市型浸水や大規模地震の発生は、市民生活や都市機能に重大な影響が及ぶため、下水道総合計画に基づく管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図る。

吉祥寺駅周辺等において発生している下水道臭気への対応や雨水浸透施設の設置推進に取り組んでいく。特に雨水浸透施設については、都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、下水道に流入することが都市型浸水の大きな原因となっているため、雨水浸透施設の設置を推進することにより、リスクを低減していく。また、水は大切な資源であり、水循環の視点から潤いのある都市環境を実現するため、地下水涵養機能等にも着目しながら「雨水利活用条例」に基づき、行政と市民・事業者の協働による、雨水浸透施設の設置の推進や水環境の保全・創出、そしてこれに関わる市民啓発活動事業、助成事業等の強化に努めていく。

本市は、下水道施設の老朽化対策や浸水対策、地震対策にかかる費用だけでなく、域外にある終末処理施設の維持・改修にかかる費用にも負担義務を負う。これらの費用は今後 20 年間で約 280 億円が必要と試算している。一方、節水機器の普及等により、有収水量は減少傾向にあり、使用料収入は減少していく

見込みである。

今後も安定した下水道サービスを提供していくため、予防保全型維持管理による施設整備コストの低減、定期的に中長期財政計画と使用料を見直すこと、基金を活用して市債を抑制すること等を行い、下水道事業の健全な経営を目指す。また、企業会計の導入について慎重に検討を行っていく。

水環境や下水道施設等の果たしている重要な役割や、浸水対策や雨水浸透などについて市民に分かりやすく伝え、自発的な市民活動を支援することを目指し、市内外の市民、環境団体、教育機関、事業者、他自治体等と連携しながら「水の学校」などの啓発事業を積極的に行っていく。

基本施策6 住宅施策の総合的な取り組み

本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しており、少子高齢化社会の進展に備えて、子育て・福祉分野等との連携を強化していく。その際には、空き家をはじめとした既存の住宅ストック等を活用していくために、公的賃貸住宅供給事業者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携をより強化しながら、多様な世代や世帯のライフスタイル等に適応する住宅供給に向けて取り組んでいく。市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

また、高経年の分譲マンション等に対しては、区分所有者間の合意形成の困難さなど、特有の課題を踏まえ、円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を行っていく。

基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進

(1)吉祥寺地区

吉祥寺駅は、本市の中核を担う商業拠点であり、商業・業務などの多様な機能の集積を高めるとともに、多くの人が集まり、安全・安心で快適性の高い魅力あるまちづくりを進めていく。築50年が経過し老朽化している武蔵野公会堂については、立地特性や環境資源である井の頭公園を活かした再整備を検討し、実現化を図る。南口駅前広場については、広場の完成に向けた取り組みを推進するとともに、駅周辺の交通体系の検討を行う。イーストエリアにおいては、環境浄化やまちのにぎわい創出などのこれまでの取り組みをふまえ、暫定駐輪場として使用している市有地の利活用について検討する。また、吉祥寺駅周辺は、早くから都市化が進んだため老朽化建築物が多くみられ、その耐震化や建替えが進むよう、適切な役割分担や地域との連携を踏まえた検討を進め、取り組みの実現化を図る。

地域の魅力づくりを進めるにあたっては、地域ルールや地域連携といったハードとソフトを絡めた地域としての取り組みが必要であり、そのためには「吉祥寺グランドデザイン」・「進化するまち『NEXTー吉祥寺プロジェクト』」に基づき、「回遊性の充実」、「安全・安心の向上」を目指したまちづくりを継続していく。

(2)中央地区

三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業などが完了しておらず、未だ土地の高度利用が図られていない状況にある。また、駅周辺には中町第1・第2自転車駐車場をはじめ、低・未利用地である市有地、民有地が存在する。そこで、今後策定予定の(仮称)三鷹駅北口街づくりビジョンを踏まえ、その実現に向け、散在する低・未利

用地を適切な土地利用へ誘導し、土地所有者や事業者、商業者等と連携・協力により駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、補助幹線道路などの整備を進めながら、交通体系のあり方について検討を進めていく。また、東京都景観計画景観軸に位置付けられている駅周辺の玉川上水等の緑と水を活かし、景観に配慮したまちづくりを進める。

(3)武蔵境地区

鉄道連続立体交差事業が完成し、北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が概ね最終段階を迎えている。残された鉄道高架下の利活用については、鉄道事業者や地域との連携を図りながら取り組みを推進するとともに、駅周辺の市有地や区画道路の整備に取り組む。また、南北一体のまちづくりをさらに推進するために、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携した南北一体となったにぎわいづくりに取り組む。

基本施策8 安全でおいしい水の安定供給

配水管網の設備については、平成 26 年3月に策定した「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に整備を進め耐震化率の向上を図る。また、円滑で効率的な水運用のため、経年劣化した水源・浄水場施設を「施設整備保全計画」に基づき効率的な整備・更新を図るとともに、安定的な取水量を確保するため深井戸の更生工事を行い、安全でおいしい水の安定供給を図る。

本市の水道施設は、バックアップ機能が整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給が可能となるため、早期に都営水

道との一元化を図る。

6 行・財政

基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携・協働の推進

市民ニーズを的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により本市の多くの計画や方針が策定され、事業が実施されているが、「市民参加」という形式が形骸化することがないよう、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。

自治体運営の基本的なルールの体系化については、市民意識の醸成に努めるとともに、引き続き議会との意見交換を進め、本市が目指す自治体運営のあり方について、条例の果たす役割も含めて検討する。

民主主義の根幹となる選挙について、特に若い世代の投票率が低いため、今後の制度改正による選挙年齢の引下げも視野に入れ、児童生徒への啓発を進める。

基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されているが、行政だけでなく、それぞれの主体の役割を明確にし、近隣自治体も含めた地域全体において、効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築する。

今後の公共施設の建替え等を見据えて、市政センターなど周辺自治体と相互利用できる施設を拡大させ、広域的な施設配置を検討する。

また、業務遂行能力を組織内部に蓄積していくことに留意しつつ、効率的なサービス提供

の実現のため、業務の外部化を進めていく。

市民サービスの更なる向上のために、個人情報 の十分な安全性を確保したうえで、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の活用を検討する。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、様々な形で市政参加を促進するためには、市民と行政のコミュニケーションツールである広聴広報活動を、様々な媒体の特性を活用し、効果的・効率的に展開する必要がある。

また、市民による市政情報の分析・活用・新しい視点の提案がされるよう、市が保有する情報を積極的に提供していく。

基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

老朽化が進む公共施設やインフラについては、「公共施設再編に関する基本的な考え方」(平成 25 年3月)を基に、長期的な視点で「質・量の見直し」を行い、公共施設の適正配置を進め、統合や複合化、受益者負担の考え方などについて、全市的な議論を活発化させ、合意形成を図る。併せて「公共施設等総合管理計画」策定の裏付けとなる財政見通しも策定する。

また、「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」(平成 21 年5月)を基に、公的不動産を有効に活用し、売却や臨時的な貸付による管理コストの節減や歳入の増加を図る。

基本施策5 社会の変化に対応していく行

財政運営

大型マンションの建設等により、短期的には納税義務者の増等を要因とする歳入増の要素はあるものの、生産年齢人口は平成 41 年をピークに減少に転じることが推計されている。少子高齢化に伴う扶助費の増加や老朽化する都市基盤の更新、公共施設の再配置に係る費用の増大など、財政運営の見通しは楽観視できない。

歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、行政サービスにおける適正な受益と負担、行政サービスを利用した広告収入の拡大などを図る。一方歳出においては経常経費抑制、事務事業・補助金見直し、事業縮小・廃止も継続的に行うことにより持続可能な財政運営を図る。

行政運営においては、ICTの利活用等により庁内の事務をより効率化し、それぞれの業務において最適な仕組みを確立することで、行政サービスの更なる充実を図る。

また、市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備えた対策を講じる等、組織としてリスク管理能力向上に努めるとともに、危機発生時の対応力を強化するため、日頃からの職員の危機管理意識向上に努める。

財政援助出資団体については、社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合、(社福)武蔵野及び武蔵野交流センターの自立化を目指す。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸

成と柔軟な組織運営

市の職員には、常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢にチャレンジし続ける、高い意欲と能力が求められている。先人たちの築いた市政の歴史と新しい施策を生み出してきた伝統を踏まえ、様々な仕組みや資源等を新しい仕組みとして活用する地域経営感覚を身に付けていく必要がある。

また、それぞれの職員の強みを活かし、働き方の多様化に対応できる人事・組織運営を実現するために、すべての職員の仕事と生活の両立を実現するワーク・ライフ・マネジメントを組織的に推進する。

そのための環境づくりの一つとして、ICTの更なる活用による会議や事務の効率化やフリーアドレスオフィス制、フレックスタイム制の導入など、生産性を上げる柔軟な働き方を推進する取り組みについて検討するとともに職員のタイムマネジメント意識向上に努める。

各課の業務については、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備えて、手順の標準化、見える化を進め、仕事の効率・生産性向上につなげていく。